

地域計画

策定年月日	令和7年(2025年)3月31日
更新年月日	令和8年(2026年)5月25日
	(第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	合志市 (43216)
地域名 (地域内農業集落名)	合志地域 (福原地区、竹迫地区、幾久富地区、上庄地区、栄地区、豊岡地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	912.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	912.7 ha
② 田の面積	298.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	614.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	127.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	126.38 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、中九州横断道路・公共道路の拡張や宅地化等により農地の減少及び高齢化が進んでいる状況であり、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成、集落営農組合の法人化を図りつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

企業進出の影響で、一部の生産者は耕作場所を変更する必要が生じており、これに伴い新たな耕作地で品目に適した土づくりをやり直す等の課題が生じている。

また、将来の農業エリアの明確化や道路工事に伴う不整形かつ狭小な農地の出現も課題である。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稲、WCS、飼料作物、麦、露地野菜、すいか

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

耕作者が離農する農地を、担い手に集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

水田においては、地域営農法人と専業農家の連携を図りながら、専業農家を中心とした担い手への農地の集積・集約を推進し、農地を維持するために地域営農法人により、飼料米の生産を中心として、食用米、麦や大豆等の生産に取り組む。

畑においては、会社勤め後の退職者や若者の就農者を確保・育成する仕組みづくりを検討しつつ、栽培する作物に合わせた農地の集積・集約を加速化させ、スイカや甘藷などの収益性の高い作物の作付にも地域で取り組み、作物のブランド化を図る。

また、畜産が盛んな当市において、WCS・飼料用米・飼料作物等の単収の向上や品質の改善、生産コストの低減に努め、耕畜連携等を活かし家畜の排泄物の農地還元を推進するとともに、生産拡大を図る。

土づくりに必要となる基礎データの収集・解析のため土壌分析を推進する。

農業エリアとそれ以外に分け、農地を転用する場合は代替地の選定など利用調整を行う。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	株式会社 合志ファーマーズ	収穫	飼料作物

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。